

○座間市立公民館条例

(昭和52年2月26日条例第5号)

改正 昭和56年2月20日条例第1号 昭和56年5月7日条例第26号
 昭和58年11月5日条例第40号 平成元年3月31日条例第28号
 平成8年8月30日条例第23号 平成9年3月31日条例第25号
 平成11年9月30日条例第26号 平成24年3月28日条例第12号
 平成30年3月26日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、座間市立公民館(以下「公民館」という。)の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 本市に公民館を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
座間市公民館	座間市入谷1丁目3097番地
北地区文化センター	座間市相模が丘五丁目30番4号
東地区文化センター	座間市東原三丁目1番1号

(昭56条例1・昭56条例26・昭58条例40・平8条例23・平11条例26・一部改正)

(職員)

第3条 公民館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 主事
- (3) その他の職員

(公民館運営審議会)

第4条 公民館に法第29条第1項の規定に基づき座間市立公民館運営審議会を置く。

2 座間市立公民館運営審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから座間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(平24条例12・平30条例17・一部改正)

(利用の承認)

第5条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設及び設備の管理上支障があると認められるとき。

- 3 教育委員会は管理上必要があると認めるときは、その承認に条件を付することができる。

(平30条例17・一部改正)

(使用料)

第6条 前条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。

- 2 既に納付した使用料は還付しない。ただし、災害その他特別の理由により使用不可能となった場合は、この限りでない。

- 3 次の各号の一に該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 社会教育関係団体が社会教育に関する事業に使用する場合

- (2) 国、又は地方公共団体が公の事業に使用する場合

- (3) その他教育委員会が必要と認めた場合

(平30条例17・旧第7条繰上・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、公民館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平30条例17・追加)

(損害賠償)

第8条 施設又は設備を損傷若しくは滅失した者は、教育委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(平30条例17・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 座間市公民館条例(昭和29年座間市条例第19号)及び座間市公民館使用条例(昭和29年座間市条例第24号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、第4条に基づき新たに委嘱をうけた公民館運営審議会の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず現座間市公民館運営審議会の委員の任期と同一のものとする。

附 則(昭和56年2月20日条例第1号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年5月7日条例第26号)

この条例は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(昭和58年11月5日条例第40号)

この条例は、昭和58年11月7日から施行する。

附 則(平成元年3月31日条例第28号)

- 1 この条例は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に座間市立公民館の使用申込みを受理しているものに係る使用料については、改正後の座間市立公民館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年8月30日条例第23号)

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成8年11月21日から施行する。
- 2 この条例による改正後の座間市立公民館条例別表の規定は、平成8年11月21日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第25号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に座間市立公民館の使用申込みを受理しているものに係る使用料については、改正後の座間市立公民館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年9月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月28日条例第12号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の座間市立公民館条例(以下「旧条例」という。)第4条第2項の規定により委嘱されている公民館運営審議会の委員は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の第4条第2項の規定により公民館運営審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧条例第4条第2項の規定により委嘱された公民館運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成30年3月26日条例第17号)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例中第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の座間市立公民館条例第4条第1項の公民館運営審議会にされた諮問は、第1条の規定による改正後の座間市立公民館条例第4条第1項の座間市立公民館運営審議会にされたものとみなす。
- 3 この条例中第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の座間市立公民館条例第4条第2項の規定により委嘱されている公民館運営審議会の委員は、それぞれこの条例中第1条の規定の施行の日に同条の規定による改正後の座間市立公民館条例第4条第2項の規定により座間市立公民館運営審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における第1条の規定による改正前の座間市立公民館条例第4条第2項の規定により委嘱された座間市立公民館運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例中第2条の規定の施行の際現に利用の申込みがされている座間市立公民館の利用に係る使用料については、同条の規定による改正後の座間市立公民館条

例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

全部改正されます

別表(第6条関係)

館名	室名	単位	使用料
座間市公民館	講座室	1時間	290円
	会議室	1時間	290円
	実習室	1時間	270円
	和室1	1時間	330円
	小会議室	1時間	180円
	和室2	1時間	250円
	集会室	1時間	760円
北地区文化センター	第1会議室	1時間	70円
	第2会議室	1時間	100円
	実習室	1時間	150円
	和室	1時間	260円
	講座室	1時間	260円
	大会議室(ホール)	1時間	470円
東地区文化センター	第1集会室(ホール)	1時間	470円
	第2集会室	1時間	200円
	第3集会室	1時間	260円
	学習室	1時間	260円
	実習室	1時間	260円
	和室	1時間	260円

備考 1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。

(平30条例17・全部改正)

改正前

(第6条関係)

館名	室名	使用料	
		昼間1回につき	夜間(午後6時～10時)1回につき
座間市公民館	講座室	円 670	円 820
	会議室	670	820
	実習室	560	690
	日本間	670	820
	小会議室	400	490
	休養室(和室)	560	690
	集会室	当該使用に係る催し等につき入場料を徴収する場合	5,110
当該使用に係る催し		1,700	2,080

		等につき入場料を徴収しない場合			
北地区文化センター	第1会議室		150	210	
	第2会議室		210	260	
	和室(1室につき)		260	310	
	講座室(1室につき)		260	310	
	実習室		310	420	
	大会議室(ホール)	当該使用に係る催し等につき入場料を徴収する場合		3,150	4,200
		当該使用に係る催し等につき入場料を徴収しない場合		1,050	1,570
東地区文化センター	第1集会室(ホール)	当該使用に係る催し等につき入場料を徴収する場合	3,150	4,200	
		当該使用に係る催し等につき入場料を徴収しない場合	1,050	1,570	
	第2集会室		520	630	
	第3集会室		520	630	
	学習室		520	630	
	実習室		520	630	
	休養室(和室)(1室につき)		260	310	

- 1 使用料は使用時間4時間以内を1回として徴収する。
- 2 使用時間が4時間を超える場合の使用料は、1回の使用料を超える時間1時間(30分を超える場合1時間とみなす。)につき同使用料の2割を加算した額とする。この場合、超える時間が夜間の場合は、夜間1回の使用料により算出した額とする。